



教会は信者の罪の赦しを願う

償いの行為は、現実的研究に基づいた歴史的事実に従って果たさなければならない。歴史的事実を見ると、教会が成し遂げた計り知れない善を否定することはできない。

1 「わたしたちの先祖の神、主はたたえられますように。（...）わたしたちの神なる主よ、わたしたちはあなたのすべての掟に背いて罪を犯し、不敬虔なふるまいをし、義を行ないませんでした。」（ダニエル3・26、29～30、バルク2・11～13参照）ユダヤ人はバビロン捕囚の後このように祈り、先祖が犯した罪に対する責任を引き受けました。教会はその模範に習い、歴史の流れのうちに教会の子供たちが犯した罪の赦しも願い求めます。

実に今世紀は、第二バチカン公会議によって教会の刷新のために重要な起動力がもたらされ、教会は救われた共同体として、世界に対してこれまでになく生き生きとイエスの言葉を映し出すものとなりました。第二バチカン公会議の教えに忠実な教会が日毎にますます深く自覚することは、信者の絶え間ない浄化を通してのみ、世界に対して確固たる神の証人になれるという点です。それゆえ、「聖であると同時に常に清められるべきものである」教会は、「悔い改めと刷新との努力を絶えず続けます。」（「教会憲章」8）

2 罪に巻き込まれた教会を思うと、教会の子供たちが歴史上犯した罪の赦しを請わずにはおれません。そのために、大聖年がもたらす貴重な機会を逃すわけには行きません。第二バチカン公会議の教えによると、二千年には、今もなお人類を、特にキリスト教徒を分裂させている障害が克服され、新しい歴史のページが開かれることが期待されています。

教会は信者の犯した罪を認める

それゆえ、この第二の千年期の終りにあたり、使徒書簡「紀元2000年の到来」の中で、次のようにお願いしました。「教会がその子らの罪深さをより深く認識し、歴史の中で彼らがキリストの精神とキリストの福音から遠ざかり、世界に向かって信仰の価値に導かれ

た生活の証言をするかわりに、信仰の反対証言とつまずきとなった考え方や行動にふけった全ての時代を思い起こすことは、適切なことです。」（「紀元2000年の到来」33）

3 歴史上の罪を認める時に前提となるのは、事実3に即した態度を取ることです。歴史的真実は冷静かつ徹底した研究によってのみ明らかになるものです。他方、歴史上の出来事を判断するにあたって、個々人の道徳的責任に帰する前に、それぞれの文化の背景によって生じた諸条件をしっかりと研究しなければなりません。

教会は歴史的真実を決して恐れませんが、どこであっても、誤りが確認されればそれを認めます。その誤りによって、個人や共同体が巻き込まれた場合はなおさらです。教会は、いくつかの時代そのものを十把一束にして弁護したり、あるいは戒めるような態度を信用しません。教会は、過去に関する調査・研究を、忍耐強く誠実で学問的な歴史の復元作業に委ねます。ただし、この種の調査研究は宗教宗派やイデオロギーに左右されず、教会に対する非難と教会が被った不正をも考慮したものでなければなりません。

真剣な歴史的調査によって事実が確認されれば、信者の罪を認め、神や兄弟姉妹に赦しを願うのは教会の義務だと思います。赦しを願うことは、見せかけの謙遜でも教会二千年の歴史を否定するものでもありません。教会はこの二千年間、慈善事業、文化、聖性の分野で豊かに貢献してきたことは確かです。教会は真実が要求することに応え、教会が貢献してきたプラス面と同時に、様々な世代におけるキリストの弟子たちの限界や弱さを認めます。

4 大聖年が近づく今、過去から現在にかけて特に御父の憐れみを必要とするような罪が思い起こされます。

まず、キリスト教徒同士の悲しむべき分裂を考えています。過去のこの傷は両サイドの罪によるものですが、そのために世界をつまづきになっています。二つ目の悔い改めは、真理に仕えるという理由で行なわれた不寛容、さらには暴力の行使を黙認してきたことについてです。（「紀元2000年の到来」35参照）この点

については多くの人々の善意の行為であったことは事実ですが、真理を力で強制することは、確かに福音の教えに従う方法ではありません。また、基本的人権が犯される事態の中で、多くのキリスト教徒は認識力に欠けることがありました。弱さや不十分な判断のために、実行すべきであったのに実行されなかったことや黙殺されたこと全てに対しても赦しを請うべきです。いやいやながら不適切に行なったり話したりしたことについても同様です。

過去を認識し、未来のためにより明確な証言を残す

これらのことを考えれば、「情状酌量の要素を斟酌

しても、教会の顔を傷つけ、忍耐強い愛と謙虚な従順の最高の証人である十字架に付けられた主の姿を完全に写しだすことを阻んでいる、これほど大勢の教会の息子や娘たちの弱さについて、遺憾の意を表明する義務から免れることはできません。」(同上)

現代の教会は第三の千年期を迎えようとしています。その悔い改めの姿勢は、都合の良い歴史的修正論を意味するわけではありません。そのようなものは無益であり疑わしいものです。そのかわり、過去をしっかりと見つめ罪を認識します。そうすることによって、罪は、未来にますます明確な証言を残すための教訓となることができるでしょう。

(1999・9・1)

免償は神の憐れみを表す

神の憐れみの満ちあふれる豊かさを考えることによって免償を理解し始める。免償は神が自由にお与えになる計り知れない賜物である。ただ必要なことは人間が応えることである。

1 赦しの秘跡に密接に関わることとして、今日は特に大聖年の祝いに関係するテーマについて考えます。大聖年の間、特に豊かに与えられる免償の賜物についてお話ししますが、それは大勅書「受肉の秘義」とそれに付加されている教皇庁内教院の教令「聖年の免償を得るための規定」で指し示されています。

これは慎重に取り扱うべき問題です。免償の賜物は、歴史的にも誤解を受け、キリスト教徒の一致を阻むような影響をもたらすこともありました。教会一致が進められる今、教会が意識しているのは、昔から行われている免償が適切に理解され、神の憐れみを表す重要なものとして受け入れられる必要があるということです。実に経験によってわかっているのは、免償がしばしば浅はかな態度で受け取られ、結果的に神の賜物をだめにし、教会が教える免償に関する真理と価値に影を落としていることです。

2 免償を理解するためには、十字架上のキリストに示される神の憐れみの満ちあふれる豊かさが出発点となります。十字架に付けられたイエスは偉大な「免償」です。御父は罪の赦しを通して慈悲を示され、聖霊において(ガラテヤ4・6、ローマ5・5、8・15~16参照)人間が神の子として生きることができる(ヨハネ1・12~13)ようになさいました。

神は赦して下さるが、償いを求められる

しかしながら、救いの計画全体の中心をなす契約

という面から考えると、この賜物をいただくには人間がそれを受け入れ、そして応える必要があることがわかります。

これを原則として考えれば、神と和解するにはどうすればよいか理解できるでしょう。神との和解は、神の自由で有り余る憐れみに基づいたものです。しかし同時に、人間の努力や教会の秘跡的はたらき掛けといった骨の折れる過程も伴います。洗礼後犯した罪の赦しを受けるために、赦しの秘跡はこの過程の中心となります。しかし、その過程は秘跡を受けた後も続きます。人間は、罪によって引き起こされた悪い影響を少しずつ癒して行かなければなりません。(これは神学で伝統的に「罰」または、罪の「傷跡」と呼ぶものです。)

3 赦しの秘跡の後で罰について触れることは、一見矛盾しているように思えるかもしれませんが。しかし、旧約聖書には赦された後に償いの罰を受けることが、いかに当たり前のことであるかが示されています。「憐れみ深く恵みに富む神... 罪と背きと過ちを赦す」と神はご自分を言い表わされ、更に付け加えられます。「しかし、罰せずにはおかない。」(出エジプト34・6~7)サムエル記下においては、ダビデ王が重大な罪を謙遜に告白し、神の赦しを得ます。(サムエル記下12・13参照)しかし、予告された罰を避けることはできませんでした。(同上12・11、16・21参照)神はその父親としての愛情をお示しになりますが、罰は除外なさいませんでした。とはいえ、人間自身の善を思い、破られた秩序を建て直すために課される罰は、慈しみ深い正義の部分を作していることを、いつも理解しなければなりません。

これに関連して、有限の罰は、神と和解してはいても、罪の「傷跡」が残っているため恩恵を完全に受けることができない私たちの苦しみを表しています。徹

「神の子として生きる」(新刊) フェルナンド・オカリス、イグナシオ・デ・セラヤ共著 本体価格一五〇〇円
「すべての人が聖性と使徒職に召されている」という教会の教えを実現するためのカギとなるのは神の子としての自覚を保ち毎日の生活で神様と親しく付き合うことです。本書は、この「神の子としての精神」を分かりやすく説明し、日常生活の心の糧を与えてくれます。

底した癒しのために、罪人が完全な愛に向って歩み始めるよう招かれているのは間違いありません。

この歩みの途中、神はその憐れみによって特別な方法で助けてくださいます。心から改心しようとするならば、有限の罰は「薬」としての効果が果たされることとなります。このことが赦しの秘跡に伴う「償い」についての重要な点です。

4 人間は教会の奉仕を通して、贖い主キリストの恩恵により、全く新しい者とされます。免償の意味について考えるなら、このことを念頭に置いておく必要があります。免償は初代教会の時代に始まりました。教会は、秘跡で赦された罪に対する教会法上の償いを軽減することによって、神の慈しみを表すことができると知っていたからです。しかしながら、軽減された罰を埋め合わせるために、個人や共同体は、「薬」となるはずであった罰の代わりに、義務を果たす必要がありました。

これで免償がどんなものかが理解できます。「免償とは、罪科としてはすでに赦された罪に対する有限の罰を、神において赦すことである。キリスト信者はふさわしい心構えを有し、一定の条件を果たすとき、教会の介入によって、免償を獲得する。教会は救いの奉仕者として、キリスト及び諸聖人のいさおしの宝を権威をもって分配し付与する。」(Enchiridion Indulgentiarum, Normae de Indulgentiis, Libreria Editrice Vaticana, 1999, p.21; 「カトリック教会のカテキズム」1471参照)

したがって、教会には宝があり、それはいわば免償を通して「施される」ものです。この「分配」を、あたかも自動的に渡される「物」のように考えることはできません。教会が免償を施すのは、御父がそれを聞き入れて下さると確信しているからです。キリストの功德、またキリストの恵みによる聖母や聖人たちの功德を考えることで、部分的もしくは全面的に罰の苦しい面を免除し、違う方法で薬となる恩恵をいただけるよう教会が乞い願うなら、神的英知という測り得ない神秘によって、このとりなしの賜物は、亡くなった信者にも役立ちます。死者はそれぞれにふさわしい方法で取りなしの実を受けるのです。

5 それから、免償が改心の義務を「減らす」ようなものではなく、すばやく寛大で徹底的に改心するための助けであることがわかります。この点は、全免償を得る条件として、靈魂が「小罪を含む全ての罪への執着」(Enchiridion Indulgentiarum, p.25)を捨てた状態になければならないことからわかります。

したがって、ただ単に外的な行いをするだけでこの賜物が受けられると考えるのは間違いです。それどころか、外的な行いは、改心が進んでいることの表れであり、改心を支えるものでもなければなりません。免償は特に、神の憐れみと神との交わりという素晴らしい事実に対する私たちの信仰を示すものでもあります。この一致・交わりはキリストがご自分と教会を、その体と花嫁として永遠に一体化することによって実現されたのです。(1999・9・29)

高齢者への手紙

「聖書の中の高齢者」の箇所のみを紹介します。

● 「若さも青春も空しい」とコレヘトは言います。(コレヘト11・10)はかないこの世の生命や止めることのできない時の流れを、時にはありのままの現実として、聖書はためらわず指し示します。「なんとという空しさ なんとという空しさ、すべては空しい。」(コレヘト1・2)古代の賢人によるこの厳しい言葉を知らない人がいるのでしょうか。齢を重ね、経験によって学んでいる私たちは特にこの言葉が理解できます。

皮肉たっぷり現実を描くにもかかわらず、聖書は生命の価値について肯定的な見方を示しています。人間は永遠に「神の似姿」(創世紀1・26参照)として創造され、人生のそれぞれの段階には美しさと任務があります。実に神の御言葉では長寿が高く尊重されてお

り、神の恵みであることが示されています。(創世紀11・10~32参照)長寿の特権を得たことが強調されるアブラハムの場合、この恵みは約束の形で与えられています。「わたしはあなたを大いなる国民にし あなたを祝福し、あなたの名を高める 祝福の源となるように。あなたを祝福する人をわたしは祝福し あなたを呪う者をわたしは呪う。地上の氏族はすべて あなたによって祝福に入る。」(創世紀12・2~3)アブラハムのそばにはサラがいます。サラは自分の体が老いているのを知っていましたが、その老いた体の中で、人間の足りない部分を補う神の力を体験します。

モーセもまた、選ばれた人々をエジプトから救い出すという使命を神から任された時、すでに若くはありませんでした。神の命令に従い、イスラエルを代表して偉大なわざを行なうことができたのは、若い時ではなく、すでに老齢に達した時でした。聖書における高

齢者の中でも、トビトについて触れたいと思います。トビトは謙遜に勇敢に神の掟を守ると決意し、神の天使がトビトの状況を良くするために現われるまで、貧しい人々を助け、盲目を忍耐強く耐え忍びました。(トビト3・16~17参照) エレアザルのことも思い出しましょう。彼は殉教によって、寛大さと強さを証しました。(2マカバイ6・18~31参照)

● キリストの光に満たされた新約聖書でも、高齢者について雄弁に描かれています。ルカの福音書は「年をとった」(1・7)夫婦の話で始まります。その夫婦はエリザベトとザカリアで、神の憐れみによって洗礼者ヨハネの両親となります。(ルカ1・5~25、39~79参照)すでに年老いていたザカリアは息子が生まれることを告げられますが、自分たちが老いていることを指摘します。「わたしは老人ですし、妻も年をとっています。」(ルカ1・18)マリアが親戚のエリザベトを訪れたとき、聖霊に満たされたエリザベトは、声高らかに言います。「あなたは女の中で祝福された方です。胎内のお子さまも祝福されています。」(ルカ1・42)洗礼者ヨハネが生まれると、ザカリアは神を賛美し始めます。聖書の中で、祈りによって霊的に深められたこの素晴らしい夫婦について知ることができます。

マリアとヨセフはイエスを神に捧げるため、というよりむしろ、主の律法に従って長男であるイエスを神から受け取るためにエルサレムの神殿に向かいます。神殿でマリアとヨセフは、救い主を長い間待ち望んでいたシメオンに出会います。シメオンはイエスを腕に抱き、神をたたえて言いました。「主よ、今こそあなたは、お言葉どおり このしもべを安らかに去らせてください。」(ルカ2・29)

シメオンのそばには、夫と死に別れてすでに84才になるアンナがいました。アンナは頻りに神殿を訪れていましたが、この時イエスに出会うという喜びにあずかります。ルカは次のように記しています。「神を賛美し、エルサレムの救いを待ち望んでいる人々皆に幼子のことを話した。」(ルカ2・38)

ユダヤ人たちの議員で深く尊敬されていたニコデモもまた高齢でした。ニコデモは人に見られないようにと、夜イエスを訪れます。ニコデモにとってイエスは神であり、そして師でもありました。イエスは、ご自分が世を救うために来た神の御一人子であることを明らかにされます。(ヨハネ3・1~21参照)

ニコデモは、イエスが葬られる場面で再び登場しま

す。没薬と沈香を混ぜた物を持って、恐れに打ち勝ちながら、十字架にかけられた主の弟子であることを示します。(ヨハネ19・38~40参照)聖書に出てくる模範によって、どんなに勇気付けられることでしょうか。聖書の高齢者たちは、私たちが人生のどの段階にあっても、受けたタレントを使って貢献するように、神が要求なさっていることを思い出させてくれます。福音に仕えるために年齢は関係ありません。

殉教によって信仰を証しするよう呼ばれた年老いたペトロはどうでしょう。イエスはかつて、ペトロにおっしゃいました。「あなたは、若いときは、自分で帯びを締めて、行きたいところへ行っていた。しかし、年をとると、両手を伸ばして、他の人に帯びを締められ、行きたくないところへ連れて行かれる。」(ヨハネ21・18)この言葉はペトロの後継者である私の心を打ちます。「わたしに従いなさい」(ヨハネ21・19)という命令に従い、腕を伸ばして、キリストの手を握り締める必要性を強く感じるのです。

● 聖書に登場する高齢者の素晴らしい姿を要約するかのように、詩篇92では次のように示されています。「神に従う人はなつめやしのように茂りレバノンの杉のようにそびえます。...、白髪になってもなお実を結び 命に溢れ、いきいきとし 述べ伝えるでしょう 主は正しい方」(13、15~16節)詩篇作者をまねて、使徒パウロはテトスへの手紙に書き記しています。「年老いた男には、節制し、品位を保ち、分別があり、信仰と愛と忍耐の点で健全であるように勧めなさい。同じように年老いた女には、聖なる務めを果たす者にふさわしくふるまい...、善いことを教える者となるように勧めなさい。そうすれば、彼女たちは若い女を諭して、夫を愛し、子供を愛するようにさせることができます。」(2・2~5)

このように、聖書の教えや言葉には、老齡が人生を成就させる「素晴らしい時」であることが示されています。神の計画によると、人間の老齡期とは、全てが調和し、人生の意味をより良くつかみ、「賢明な心」を得る時です。知恵の書は示します。「老年の誉れは長寿にあるのではなく、年数によって測られるものでもない。人の思慮深さこそ白髪であり、汚れのない生涯こそ長寿である。」(4・8~9)老齡は人間が成就される最後の段階であり、神からの恵みのしるしでもあります。

(10・1付。公表は11・3のオッセルバトーレ・ロマーノ)

ご報告： 10月から11月にかけて数名の方より死者のためのごミサの依頼がありましたが、司祭に頼んで確かに
お捧げしましたので、紙上を借りてご報告申し上げます。

「教皇様の聲」 ヨハネ・パウロ二世教皇の説教、書簡、講話等を解説なしにそのまま伝える月刊紙

■毎月10日発行 ■定価：送料とも一部186円 ■年内定期購読：送料とも一部2,087円(税込)

詳しくは、精道教育促進協会までお問い合わせ下さい。

財団法人■精道教育促進協会 〒659-0093兵庫県芦屋市船戸町12-6 TEL. 0797-31-3452・FAX. 0797-31-3448
振替口座：01130-8-72393 財団法人 精道教育促進協会

教理省による

<信仰宣言>定式の解説 (試訳)

11月号の続き：

ニケーアコンスタンチノーブル信経と三つのパラグラフから成る信仰宣言について説明する。

9 しかし、教会の教導職が神的に啓示されたものとして信ずべき真理(第一パラグラフ)、あるいは決定的なものとして受け入れるべき真理(第二パラグラフ)を教えるとき、定義による場合(defining)とそうでない場合(non-defining)があります。定義をする場合、真理はローマ教皇による(ex cathedra)教座莊嚴宣言、あるいは公会議による莊嚴な宣言によって定義されます。定義されない場合、真理は世界中に散在しペトロの教座に一致する(教座と交わりのある)司教の通常かつ普遍的な教導職によって不可謬的に教えられます。この種の教えは、莊嚴な定義がなくても、神的に啓示された真理(第一パラグラフ)、あるいはカトリック教理の真理として(第二パラグラフ)、通常かつ普遍的な教導職の教えに属することを明確に宣言することによって、ローマ教皇の確認、あるいは再確認を受けることがあります。したがって、ある教えが定義という莊嚴な形式での判断はされていないけれども信仰の遺産に属する場合で、教皇をも含む通常かつ普遍的な教導職によって教えられているなら、その教えは不可謬的に提示された(17)と理解されねばなりません。この場合、教皇による確認あるいは再確認は新たな教義的定義ではありませんが、教会がすでに保持し、不可謬的に伝達してきた真理を公式に認証することになります。

10 信仰宣言の第三パラグラフは次の通りです。「さらに私は、ローマ教皇あるいは司教団がたとえ決定的に宣言する意図がなくても真正の教導職を行使して、信仰および道徳に関する教理を発表する場合、意思と知性の敬虔な恭順の態度で従います。」

このパラグラフに属するのは、莊嚴な判断によって定義されておらず、通常かつ普遍的な教導職によって最終的な教えとして提示されていなくても、信仰と道徳に関する真の教え、あるいは少なくとも確実な教えとして提示されるすべての教えです。この種の教えは教皇あるいは司教団による通常の教導職の真正な表明ですから、意志と知性の敬虔な恭順が要求されます。(18)この種の教えが提示される目的は、啓示のより深い理解に達するため、ある教えが信仰の真理と合致していることを想起するため、あるいはこれら真理に反する考えや誤りにつながる危険な意見に対して注意を喚起するためです。(19)

以上に反する教えは、誤りと見なされるべきです。また慎重を期して教えられる事柄の場合は、軽率、危険と称されるべきです。したがって、この種の事柄は、(tuto doceri non potest)(20) 安心して教えられ

る健全な教えではありません。(教会法に従って罰を受けるということ。)

11 いくつかの例。完全にすべてを網羅する意図はありませんが、上述の三つのパラグラフに関するいくつかの教えを例として挙げておきましょう。

第一パラグラフの真理に属するのは、使徒信経の信仰箇条、種々のキリスト論教義(21)、マリアに関する教義(22)、キリストの制定による秘蹟と恩寵に関わるその効果についての教え(23)、聖体におけるキリストの現時的、実体的現存の教え(24)、聖体祭儀のいけにえとしての本質(25)、キリストの意志による教会の創設(26)、ローマ教皇の首位権と不可謬性の教え(27)、原罪の存在に関する教え(28)、靈魂の不死性と死後ただちに与えられる報いに関する教え(29)、靈感を受けて書かれた聖書の不謬性(30)、罪なき人を直接かつ意志的に殺すことが重大な罪であること(31)などです。

第二パラグラフに属する真理で、啓示と論理的に必然的なつながりがあるものとしては、たとえば、第一バチカン公会議の教義決定に先だって、教皇の不可謬性に関する教えの理解が発展的に深まったという事実を挙げることができるでしょう。ペトロの後継者の首位権は啓示された事実として常に信じられてきましたが、第一バチカン公会議以前は、<裁治権>と<不可謬性>という用語によって理解されている概念が啓示の内在的な部分か、あるいは単に論理的結論に過ぎないのかという点について自由に討論することができました。ローマ教皇の不可謬性と首位権が神的に啓示された真理であることは、第一バチカン公会議で決定されましたが、すでに公会議以前から最終的な真理として認められていたのです。歴史が明らかに示すように、教会の意識の中に受け入れられてきた事柄は最初から真の教えであり、最終的な決定であると考えられていました。しかし、第一バチカン公会議に至ってはじめて、神的に啓示された真理であると決定されたのです。

似たような過程は、司祭叙階が男子のみに保留されているという教理に関する最近の教えにも見られます。今回、ローマ教皇は教義的な決定を下す意図を持っていませんでしたが、この教えが最終的なものとして(32)受け入れられるべきであると確認しました。この教えは神の言葉に根拠を置き、教会の聖伝において絶えず保存され、適用されてきましたから、通常かつ普遍的な教導職によって不可謬的に提示されていたのです。(33) 先の例で分かるように、将来、教会の意識が発展し、この教えが神的に啓示された真理として

定義される可能性があります。

安楽死が非合法であるという教理は「生命の福音」で教えられましたが、これもここで思い出しておきましょう。教皇は安楽死が「神法を著しく犯す」と確認し、「この教えは自然法と書き記された神の言葉を根拠にするものであり、教会の聖伝によって伝えられ、通常かつ普遍の教導職によって教えられてきたものである」(34)と宣言しています。聖書に安楽死という概念は出てきませんから、ただ論理的な要素しかないと考えられる可能性がありますが、信仰の秩序と理性の間の内的な関係は明らかです。事実、聖書は理論的にも実践的にも安楽死の前提となっている、人間の存在を自らが決定するということをすべて禁じています。教会の通常かつ普遍の教導職が最終的なものとして教えてきた他の道徳に関する教えを挙げておきましょう。売春(35)と姦淫(36)の非合法性に関する教えです。

歴史的な必然性によって啓示とつながりのある真理で、最終的な教えとして受け入れられなければならないけれども、神的に啓示された真理としては宣言されていない教えには、次のものがあります。教皇選出の正当性、あるいは公会議開催、列聖(教義的事実)、アングリカン(聖公会)の叙階が無効であるというレオ十三世の宣言(Apostolicae curae)(37)。

第三パラグラフに属する真理として、真正かつ通常の教導職が定義しないかたちで提示した教えを挙げることができます。この場合、教導職の精神と意志が表明するところに応じて受け入れ方にも異なった段階があります。そしてそれは、特に文書の性格、同じ教えの度重なる繰り返し、あるいは表現の調子によって示されます。(38)

12 種々異なる信仰宣言を通して、信者は教会全体の信仰を認識し、告白します。そして、この教会全体の信仰という意識は、特に初代の信仰宣言に見られるように、「われわれは信じる」という形に現われています。カトリック教会のカテキズムが教えるように、使徒信経の「私は信じる」とは、おもに洗礼において教会の信仰を個人的に告白・宣言するものです。ニケア・コンスタンチノーブル信経(信条)の「われわれは信じる」とは、公会議、あるいはさらに一般的に信者の典礼の集いにおいて、司教たちが宣言する教会の信仰です。「私は信じる」とは、母なる教会が、「私は信じる」「われわれは信じる」と言うよう教える信仰を教会自身が神に表明することでもありません。(39)

13 教会はどの信仰宣言においても、主との最終的な出会いに向かって歩む途中で到達した異なる段階を証言しています。時が経っても廃止される内容はありません。それどころか、いずれも取って換えることのできない遺産であって、それを通じてあらゆる時代とあらゆる場所の、全信者の生きた信仰が、復活されたキリストの霊、教会に付き添い生命を与えて真理の充満へと導く聖霊の絶え間ない働きを眺めるのです。

1998年6月29日、聖ペトロとパウロの祝日に、
ローマ教理省より。

Cardinal Joseph Ratzinger, Prefect
Tarcisio Bertone, S.D.B.
Archbishop emeritus of Vercelli, Secretary

(注)

17. 通常かつ普遍の教導職の不可謬の教えは、ある教理を決定的なものとして信じるべき、あるいは受け入れるべきとして、明白に宣言する場合だけでなく、啓示から派生するか、あるいはいずれにせよ永遠の救いに必要とされ、かつ途切れることなく伝えられた聖伝により証明されている教会の信仰に含蓄的に表明されている場合があります。この種の不可謬の教えは全司教団によって客観的に提示されますが、この場合、通時的に理解して良いわけで必ずしも共時的な意味ではありません。さらに、通常かつ普遍の教導職がある教えを最終的なものとして提示するとき、一般的には、特別に荘厳でテクニカル定式を使用するわけではなく、使用される言葉と文脈の調子からこの点が明らかになっていけば良いのです。

18. LG(教会憲章), 25; 教理省の指針Donum veritatis(真理のたまもの), 23:AAS 82(1990), 1559-1560.

19. 教理省の指針Donum veritatis, 23と24 : AAS 82(1990), 1559-1561.

20. CIC(新教会法典), 752, 1371; CCEO, 599, 1436の2.

21. DS(カトリック教会文書資料集) 301-302参照

22. DS 2803; 3903参照

23. DS 1601; 1606参照

24. DS 1636参照

25. DS 1740; 1743参照

26. DS 3050参照

27. DS 3059-3075参照

28. DS 1510-1515参照

29. DS 1001-1002参照

30. DS 3293; VD参照

31. 回勅Evangelium vitae(回勅「生命の福音」、以下でEV), 57:AAS 87(1995), 465参照.

32. Ordinatio sacerdotalis(司祭叙階), 4: AAS 86(1994), 548参照

33. 教理省の返答 Response to a Dubium concerning the teaching contained in the Apostolic Letter `Ordinatio sacerdotalis`: AAS 87(1995), 1114参照

34. EV, 65

35. CCC(カトリック教会のカテキズム), 193参照

36. CCC, 2352参照

37. DS 3315-3319参照

38. LG, 25; Donum veritatis, 17, 23&24 参照

39. CCC, 167.